

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月まで

昭和 63 年 4 月から A 社に勤めたが、同社は厚生年金保険の未適用事業所であったため、私の妻が B 市役所で同年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行った。

申立期間に係る国民年金保険料の納付は、毎月、私の妻が夫婦二人分を納付書に現金を添えて一緒に郵便局で納付していた。

平成元年 5 月から同社が厚生年金保険の適用事業所になり、私も厚生年金保険被保険者になった。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立人の妻が昭和 63 年 4 月ごろに、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人夫婦二人分の保険料を納付していた。」と供述しているが、i) 申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該手帳記号番号に係る周辺被保険者状況調査の結果により、平成元年 10 月か同年 11 月と推認され、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の妻の第 1 号被保険者への種別変更処理も同時期に行われていること、ii) 申立人の妻の昭和 63 年 10 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料はすべて過年度納付されていること、iii) ii) の結果、申立人の妻自身の平成元年 4 月分の国民年金保険料を納付した時期は、早くとも 2 年 5 月 1 日以降であると認められること、iv) 申立人の妻が夫婦の保険料の納付を開始した時期は、妻が毎月郵便局で保険料を納付していたとの申立人の供述から、昭和 63 年 4 月ではなく平成元年 11 月ごろと推認できることなど、申立期間の保険料納付状況に係る申立人の供述

は合理性に欠ける。

また、申立人夫婦は共に申立期間に係る納付金額等の記憶が曖昧である。

しかしながら、申立人夫婦は、申立期間後の第1号被保険者期間に係る納付時期が同一であることが確認でき、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年4月までの期間については、申立人の妻の国民年金保険料が過年度納付されているにもかかわらず、夫婦二人分を納付したとする申立人夫婦の供述を否定する理由も存在せず、申立人の申立期間のうち昭和63年10月から平成元年4月までの国民年金保険料も、元年11月ごろから毎月納付されたものと考えすることに矛盾は無いことから、申立人の勤務先であるA社が厚生年金保険の適用事業所になった後に、国民年金保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和63年4月から同年9月までの期間については、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の妻自身も未納期間であり、かつ、申立人夫婦共にまとめて数か月分の国民年金保険料を納付したとの供述は無いこと、及びその妻の納付状況から当該期間の申立人の保険料が納付されたものと推認できる周辺事情も無いことから、申立人の63年4月から同年9月までの保険料が納付されていたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年10月から39年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年10月から39年1月まで

申立期間当時は、兄が経営するA社に私と弟と一緒に勤務しており、兄が自分自身と私及び弟の3人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

したがって、弟は申立期間①の保険料をすべて納付済みと記録されているにもかかわらず、私の保険料だけが未納ということはありません。

また、申立期間②についても、申立期間①と同じく兄が私の保険料を納付してくれていたはずである。

兄弟の一方だけを納付しないような兄ではなく、私だけが加入した月から未納ということは決してありません。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は12か月と短期間である上、申立人は、その兄の経営する会社に申立人の弟と一緒に勤務しており、兄が申立人及びその弟の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと供述している上、その兄と弟は国民年金制度発足当初から保険料がすべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人の弟は「当時、兄が私たち第二人の国民年金手帳を保管しており、私たち第二人分の国民年金保険料を同時に納付していた。」と証言している上、申立人、その兄及び弟の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人及びその弟の主張に矛盾する点はないことから、申立人の兄が第二人分の保険料と一緒に納付していたものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付には全くかかわっていないが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその兄は、国民年金制度発足当初からの自分自身の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間②については、当初、納付済期間であったが、社会保険庁の記録によると、申立人及びその弟は昭和 38 年 10 月 1 日付けで、共に国民年金の被保険者資格を喪失しており、社会保険事務所が保管する還付整理簿に還付金額、還付決定日及び還付支払日が記載されている。

しかしながら、申立人及びその弟が昭和 38 年 10 月 1 日付けで国民年金の強制被保険者資格を喪失する理由が存在しないことから、この資格喪失及び保険料還付は誤りであると認められ、申立期間②の国民年金保険料は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

母親から国民年金の大切さを教えられていたので、婚姻後に私が、母親と一緒にA市役所に行き自分自身の国民年金の加入手続を行った。

国民年金手帳は、加入手続を行ったその日に同市役所窓口で交付された。

国民年金保険料の納付は、B市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて、B市C組合D支所で私が納付した。申立期間当時の保険料の金額は、四半期ごとの支払で、一期分が1万8,000円ぐらいだったと記憶している。

申立期間当時、私の夫は公務員であり、経済的にも困っていなかったもので、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き、昭和42年4月から平成20年11月までの国民年金保険料をすべて納付している上、60歳に到達した18年*月から20年11月までの期間は国民年金に任意加入して定額保険料に加え付加保険料も併せて納付していること、及びその夫の転勤に伴い数回転居をしているが、その都度、国民年金の住所変更手続を適正に行っていることから、申立人の国民年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

また、i) A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により保険料の納付年月日が確認できる昭和46年4月から48年3月までの期間については、2か月ごとに現年度納付していることが確認できること、ii) E郡F町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿兼検認記録カードにより保険料の納付年月日が確認できる昭和48年4月から56年3月までの期間については、3か月ごとに現年度納付していることが確認できる上、社会保険庁の記録におい

て、56年4月から申立期間の直前の59年5月までの保険料はすべて現年度納付と記録されていること、iii) 申立期間当時の保険料額について、3か月分で1万8,000円ぐらいであったと述べており、申立期間の初期である昭和59年度の3か月分の保険料1万8,660円とほぼ金額が一致することなど、申立人の供述内容は全体的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格が昭和59年6月22日付け喪失とされているが、その理由が存在しないことから、申立人の夫は公務員であり、経済的に保険料を納付できない状況にはなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1127

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで
平成20年5月に社会保険事務所で私の年金加入記録について照会したところ、後日、申立期間について国民年金保険料が未納である旨回答された。国民年金保険料は、遅れても納付しないわけにはいかないと思い納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月から国民年金保険料の納付を開始し、申立期間を除き、60歳に到達するまでの期間に保険料の未納が無く、保険料の納付が遅れた場合には、過年度納付により未納期間を解消するなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後が納付済期間である上、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化が見られないほか、申立期間当時に納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、当初、未納期間とされた二つの期間(昭和51年1月から3月までの期間及び60年1月から3月までの期間)については、申立人が所持する領収書により納付の事実が確認され、平成20年7月23日に記録訂正された形跡が見られることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年3月まで

昭和56年12月にA町役場で国民年金に加入した際、厚生年金保険と国民年金の間に未納期間を作りたくなかったので相談したところ、役場の職員から納付が可能な期間の保険料額を記載したメモを渡された。

これに基づき、昭和56年度の保険料は役場で作ってもらった納付書で一括納付し、申立期間の保険料については、後から送付された納付書により近くの郵便局で納付したが、領収書はもらわなかったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、間違いなく納付したはずなので、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に未納期間は無く、厚生年金保険との切替手続も遅滞なく適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立人がA町役場の職員から渡されたとするメモには、申立人が昭和56年12月に国民年金に加入した際、被保険者期間として55年1月まで資格取得日がさかのぼった未納期間に対する1か月分の保険料額及び未納期間分の保険料総額並びに昭和56年度の1か月分の保険料額及び同年度分の保険料総額が記載されていることが確認できるほか、申立人は、56年度の保険料をA町役場で夫婦一緒に納付した際の領収書を所持しており、その領収年月日は56年12月29日であることが確認できる。

3 申立人は、その妻から強く勧められて厚生年金保険から国民年金に加入したとしているが、その際に未納期間を作りたくなかったとしており、申立人

の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする妻は、i) 夫の国民年金保険料の納付について、A町役場に相談したところ、さかのぼって納付できることを知ったこと、ii) 役場の職員が書いてくれたメモに従って保険料を納付することにしたこと、iii) 昭和56年度分の保険料の納付書は、窓口で作ってもらった上、役場で一括納付したこと、iv) 申立期間の保険料は、社会保険事務所から送付された納付書で役場近くの郵便局から納付したこと、v) 昭和56年12月のボーナスは100万円以上あり、保険料は十分払える状況にあったことなど、当時の状況を具体的に記憶している。

また、申立人が当時勤務していたB社の総務課長から聴取した結果、「当時の会社経営は好調であり、ボーナスも1か月とか2か月とかの少ない額ではなかった。」旨の証言が得られたことから、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料の納付を行うことが困難な経済状況であったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料の過年度納付について、A町役場では、「過年度の保険料については、役場では納付することができなかつたため、社会保険事務所から納付書を発行してもらい納めてもらっていた。(役場窓口では納付不可。金融機関にて納付)」旨回答しており、これについて、C社会保険事務所では、「当時の過年度保険料に係る納付書は手書きであったことから、即日ではないが、速やかに被保険者に送付していた。」旨回答していることから、申立人に対し過年度保険料の納付書が送付された可能性がうかがえる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、周辺被保険者の払出番号から昭和56年12月ごろと推定でき、その資格取得日(昭和55年1月1日)は、厚生年金保険資格喪失日の55年1月にさかのぼって取得されたものと推認できることから、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立人の妻が社会保険事務所から発行された納付書により、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

以上を踏まえると、申立人の妻の記憶には信憑^{びよう}性があり、申立内容に不自然さはみられない。

- 4 申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の昭和56年4月から58年3月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録では、当初、申請免除期間とされていたが、申立人の妻が所持する領収書により納付の事実が確認された結果、平成16年3月24日に計5回の納付期間の記録が訂正された形跡が見られることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで
昭和45年9月に国民年金に加入し、52年7月にA市役所に就職するまでの約7年間、妻が私の国民年金保険料を市役所出張所で納付してきた。
国民年金保険料に未納は無いと思っていたが、年金記録を調べたところ、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への加入及び加入後の住所変更手続も適切に行っているほか、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料は、申立人の妻が納付したとして申立人自身は関与していないところ、昭和45年9月に国民年金に加入後、52年3月までの期間において、納付日が確認できる61か月分の納付状況に過年度納付は無く、その半数以上の33か月分は納期前に納付されているなど、申立人の保険料を納付していた妻の保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後が納付済期間であり、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化も見られないことなど、申立内容に不自然さは無い上、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
昭和48年4月ごろ国民年金に加入し、以後、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所出張所で納付してきた。
国民年金保険料に未納は無いと思っていたが、年金記録を調べたところ、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月の国民年金加入後、61年4月に第3号被保険者になるまでの13年間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金加入後の住所変更手続も適切に行っている。

また、申立人は、60歳到達後も国民年金に任意加入し、その保険料を前納しているなど、国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後が納付済期間であり、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化も見られないことなど、申立内容に不自然さは無い上、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
昭和49年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付したが、昭和49年度の保険料が未納とされている。
保険料を納付するために市役所に行って手続を行ったのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、公務員であったその夫に勧められ、昭和49年4月に国民年金に任意加入したとしており、実際に同月に任意加入者として資格取得しているのが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しも同時期であると推認できることから、任意加入の手続は保険料を納付することを前提に行ったものであるとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人は申立期間当時、A市B地区に居住し、B地区に支所は無く同市役所まで出向いて納付していたとしているところ、同市では、申立期間当時、同市B地区には支所は無く、また、市内の他支所では保険料の納付事務を行っていなかったとしていることから、申立人の供述は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、i) 平成10年8月及び同年9月は32万円、ii) 11年10月から13年10月までの期間、同年12月及び14年2月は28万円、iii) 15年4月から16年9月までは34万円、iv) 16年10月から18年2月までは28万円、v) 18年3月から19年8月までの期間及び20年1月は26万円、vi) 20年2月から同年4月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月1日から平成20年5月17日まで
申立期間の給与金額から判断すると、標準報酬月額に誤りがあると思う。
申立期間のすべてではないが、給与明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書又は源泉徴収票等において確認できる保険料控除額から、i) 平成10年8月から同年9月までは32万円、ii) 11年10月から13年10月までの期間、同年12月及び14年2月は28万円、iii) 15年4月から16年9月までは34万円、iv) 16年10月から18年2月までは28万円、v) 18年3月から19年8月

までの期間及び20年1月は26万円に訂正することが妥当である。

また、源泉徴収票において確認できる報酬月額から、vi) 20年2月から同年4月までは32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和61年1月から62年12月までの期間、平成3年4月から10年7月までの期間、同年10月から11年9月までの期間、13年11月、14年1月、同年3月から15年3月までの期間及び19年9月から同年12月までの期間については、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できるものの、給与明細書又は源泉徴収票等において確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致するか、又は低い額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和57年7月から60年12月までの期間及び63年1月から平成3年3月までの期間については、給与明細書及び源泉徴収票等の厚生年金保険料控除が確認できる資料が無く、申立人も厚生年金保険料控除額の具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は平成20年5月17日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び申立期間当時の経理担当者に照会したが、申立人の申立ての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、前述のとおり、昭和61年1月から62年12月までの期間及び平成3年4月から10年7月までの期間については、当該事業所の厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額とほぼ一致していることから、昭和57年7月から60年12月までの期間及び63年1月から平成3年3月までの期間についても、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたものと推認できる。

このほか、当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B局C部における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から47年1月1日まで

昭和46年4月にA市B局C部に臨時職員として採用され、47年1月1日にA市の正職員として採用されるまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA市発行の履歴証明書により、申立人は、申立期間においてA市B局C部に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、その後、他の事業所において同保険の被保険者資格を取得することなくA市職員共済組合に加入したことが確認できる者7人のうち4人については、いずれも、厚生年金保険被保険者資格喪失日とA市職員共済組合員資格取得日が同日となっていることが確認できるとともに、このうち照会に対する回答が得られた二人は、いずれも、「当該事業所には臨時職員として採用され、その後正職員となった。」と供述しており、この一方で、前述の7人のうち他の3人については、同保険被保険者資格喪失日が同共済組合員資格取得日の3か月前又は4か月前となっているものの、当該3人に照会したところ、いずれも、「自分は当該事業所

を一旦退職しており、当該事業所に勤務していた期間と厚生年金保険の加入記録は合致している。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、臨時職員として採用し、その後正職員に登用した者について、臨時職員として継続して勤務していた期間の途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA市B局C部に係る昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和41年6月1日、資格喪失日は42年4月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から42年4月15日まで

昭和41年6月1日にA社に入社し、42年4月中旬に退社するまで同社に継続して勤務しており、B職補助業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。自分と同様に同保険の加入記録が確認できなかった同期入社と同僚は、記録訂正を申立てた結果、既に年金記録が訂正されている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、申立人は、昭和41年6月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、この日付は、雇用保険の被保険者記録による同保険の資格取得日と合致する。

また、雇用保険の被保険者記録では、申立人の当該事業所における離職日が昭和42年4月15日となっており、申立人が同日まで継続して勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は同日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日も同日とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立人に係る被保険者原票は見当たらないものの、同原票において、健康保険の整

理番号が3人分欠番（昭和41年6月1日から同年9月1日までの取得分）となっており、この中に申立人に係る被保険者原票があったものと考えられることから、社会保険事務所において何らかの事務的な誤りにより、申立人の被保険者原票が欠落した可能性が認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚に係るA社における社会保険事務所の記録により、3万6,000円とすることが妥当である。

北海道国民年金 事案 1132 (事案 138 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 52 年 12 月まで

昭和 52 年暮れに A 市 B 区役所で、20 歳からの国民年金保険料の未納分がすべて埋まると説明されたので、提示された保険料 20 数万円を特例納付として同区役所で納めたが、その時の保険料がすべて記録されていない。特例納付をしたのは 52 年暮れであるので、55 年 4 月の特例納付の記録は不正の証拠である。

また、申立期間のうち昭和 43 年 4 月から 44 年 2 月までの期間については、厚生年金保険料との二重納付なので還付されるべきものと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、一括納付したとする時期（昭和 52 年暮れ）は特例納付の可能な期間ではなく、申立人が納付を行ったと主張する A 市 B 区役所においては、特例納付の保険料を収納していなかった上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 28 日付けの通知をもって、年金記録の訂正は必要ないとされている。

また、申立人は昭和 55 年 4 月に身に覚えの無い特例納付の記録があることが不正の証拠であると主張するが、当該不正の事実は確認できない上、当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1133 (事案 485 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

再申立てに当たり、申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する新たな証拠は無いが、申立期間以前の領収書（昭和 51 年 8 月から 56 年 12 月まで）が出てきたので、そのうちの一部の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの領収書を添付し再申立てを行う。申立期間のような未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間当時の保険料の納付方法や納付金額に係る記憶がほとんど無く、申立期間直後の期間に係る第 3 号被保険者の届出は、その当時に適切に行われておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに係る添付資料は、申立期間以前の領収書の一部であるが、この資料から申立期間の保険料納付をうかがうことはできない上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1134 (事案 823 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年7月まで

離婚後、国民年金の第3号被保険者からの切替手続をするために市役所へ行ったところ、未納分があると言われ納付書が送られてきたので、申立期間及び平成5年8月から7年9月までの保険料として併せて約53万円を7年9月29日にまとめて納付した。しかし、納付記録を確認したところ、申立期間が未納期間と改ざんされている。このため、7年分の確定申告書を証拠として提出するので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月3日付けの通知をもって、年金記録の訂正は必要でないとされている。

また、申立人は、申立期間及び平成5年8月から7年9月までの保険料として併せて約53万円を一括して7年9月29日に納付したと主張しているところ、7年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額は14万400円(平成7年度12か月分の保険料相当額)であり、申立人が納付したと主張する金額と申告額は大きく異なっている上、同日に納付したことが確認できる5年8月から7年9月までの保険料額と比較しても大幅に少ない申告額であることから、適切な申告を行っていたものとは認められない。

さらに、平成6年分及び8年分の確定申告書を確認した結果、申立期間の保険料の納付を推認できる記載は無い上、これらの確定申告書を作成した税理士は、既に死亡し、詳細は不明であることから、当該確定申告書をもって社会保険庁の記録に不備があると推認するには至らなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1135

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から48年12月まで
昭和43年ごろに、元妻が私の国民年金の加入手続をし、48年の離婚時まで私の国民年金保険料は納付されていたと思うので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻も国民年金に未加入である上、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の元妻から当時の納付状況等を聴取することができないことから、申立期間当時の状況が不明確であり、申立人の元妻が申立期間に係る申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、離婚後の昭和49年5月ごろに払い出されており、申立期間について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1136

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から59年5月まで

申立期間については、私は移住者としてA国に渡航し、A国の現地法人であるB社に勤務していた。

入社の際に、Cという名前の通関業者から、私が従事していたD関連の業務が、この先、会社で根付くかどうか分からないため、私自身、帰国することもあり得るとして、他の社員に内緒で、私だけ日本の国民年金への加入手続及び保険料の納付を会社が行ってくれるとの説明を受けた。

したがって、私の国民年金の納付記録があるはずなので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

海外居住者が国民年金に加入できるようになったのは昭和61年4月以降であることから、申立期間当時、申立人には加入資格が無く、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与していないため、具体的な状況が不明である。

また、申立期間以前に、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立人は、渡航中の住民登録は申立人の両親が居住していたE市にあり、転出の届出をしないで渡航したとしているが、仮に日本国内に住所があったとしても、国民年金保険料を納付するには日本国内に協力者が必要であるところ、その状況は不明であり、国民年金の制度上、A国の会社が、申立期間において、申立人に代わって申立人の保険料を納付したものと考えるのは難しい。

さらに、申立人の両親は既に死亡しており、申立人の国民年金加入等に係る証言は得られないほか、申立人の元妻及び申立期間当時の同僚に、申立期間当

時の状況を確認した結果、申立人の国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、Cという名前の通関業者を特定することができず、当該人物からの証言も得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1137

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私の夫が昭和 63 年 4 月から A 社に勤めたが、同社は厚生年金保険の未適用事業所であったため、私自身が B 市役所で同年 4 月ごろに夫の国民年金加入手続と、私の国民年金被保険者資格を第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に変更する手続を併せて行った。

申立期間に係る国民年金保険料の納付は、毎月、私が夫婦二人分を納付書に現金を添えて一緒に郵便局で納付していた。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月ごろに、申立人がその夫の国民年金加入手続を行い、申立人夫婦二人分の国民年金保険料を毎月郵便局で納付していたと供述しているが、i) その夫に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、その国民年金手帳記号番号に係る周辺被保険者状況調査の結果により平成元年 10 月か同年 11 月と推認され、申立人の第 1 号被保険者への種別変更処理も同時期に行われていること、ii) 申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料はすべて過年度納付されていること、iii) ii) の結果、申立人が元年 4 月分の保険料を納付した時期は、早 とも 2 年 5 月 1 日以降であると認められること、iv) 申立人が、申立人夫婦二人分の国民年金保険料の納付を開始した時期は、毎月郵便局で保険料を納付していたとの申立人の供述から、昭和 63 年 4 月ではなく平成元年 11 月ごろと推認できることなど、申立期間の保険料納付状況に係る申立人の供述は合理性に欠ける。

また、申立人は申立期間に係る納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人が、

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情、及び申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び43年2月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和43年2月から44年3月まで

昭和36年4月ごろ、私の母親が、私の将来のために国民年金に加入してくれたことを記憶している。その記憶では、最初の数年間はA市役所の職員が集金に来て印紙を置いて行ったので、それを私の国民年金手帳にはっていたことを覚えている。

申立期間当時の国民年金手帳及び領収書等は残っていないが、申立期間について、国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について一切関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、昭和57年1月に他界しているため、申立期間①及び②に係る国民年金の納付状況等が確認できない。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金手帳記号番号に係る周辺被保険者状況調査の結果、昭和42年4月ごろと推認できるが、その時点で申立期間①のうち36年4月から39年12月までの期間は、既に時効により保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、昭和44年度の免除申請手続及び当該保険料に係る保険料を昭和53年3月に追納した経過についても、申立人は「自分では申請手続及び保険料の追納手続も納付も行っておらず、母親が行ったと思う。そのころに、母親が胃癌^{いがん}の手術を行い、その後も入退院を繰り返しており、母親の医療費の支払が大変だった。」と供述していることから、申立人の母親が、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された42年4月から43年1月までの保険料は納付できたものの、申立期間②については経済的事情により納付できず未納期間となったが、昭和44年度については免除申請手続を行ったものと推認できる。

加えて、申立人は「国民年金に加入した昭和36年4月からA市の職員が自宅に集金に来て印紙を置いて行った。」と供述しているが、A市において、国民年金推進員を委嘱し戸別収納を開始した時期は、38年10月7日からであり、申立人の供述とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年2月まで

昭和44年8月から、A社の下請会社がB市C地区で行っていたD業務の孫請けとして自営業を始めたので、私の母親が同市役所C支所で私に係る厚生年金保険から国民年金への切替えを行った。

私の国民年金保険料の納付については、私か母親かのどちらかが同支所で直接納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の申立期間に係る保険料の納付金額、納付方法等の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を主に行っていたとする申立人の母親は既に他界していることから、申立人の国民年金加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、その母親自身の国民年金保険料の納付状況については、未納期間及び申請免除期間以外の記録は存在しておらず、母親自身の国民年金保険料が納付された事実が無いことから、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間を含む昭和43年6月から45年4月までの期間について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により、8,260人分の記録を閲覧調査した結果でも、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる記録は存在しない。

加えて、B市役所C支所において、申立期間当時は国民年金の加入手続、保険料の収納に加え、国民健康保険の加入手続、保険料の収納等の公租公課の取

扱いも同市役所本所同様の業務が行われていたことが確認でき、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録が存在しないことから、申立期間に納付したとする金銭は、国民年金以外の公租公課を納付したものと推認することに不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1140

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳に到達した昭和 50 年 12 月に A 市役所で国民年金に加入し、その後、B 市 C 区に転居し、同区役所の職員から付加保険料の勧誘を受け、52 年 3 月から付加年金の納付を開始した。

昭和 54 年に D 郡 E 町(現在は F 町)の実家に戻り、申立期間の国民年金保険料については、母親が実家に来ていた集金人に家族分をまとめて支払った。家族のうち、私だけが付加保険料を納付していたはずであり、行政側の事務処理に間違いがあったと思われるので、申立期間に係る付加保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20 歳に到達した昭和 50 年 12 月に国民年金に加入し、52 年 3 月から付加保険料の納付を開始しており、国民年金の定額保険料に未納期間はない上、申立期間を除いて付加保険料も継続して納付しているほか、前納している期間が見受けられるなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

一方、申立人が昭和 54 年に D 郡 E 町の実家に戻り、56 年 4 月に結婚して G 市に転居するまで、申立人の国民年金保険料の納付は、実家の母親が行っていたとして、申立人自身は関与しておらず、現在母親は療養中で、申立期間当時の状況は聴取できないことから、申立期間に係る申立人の付加保険料の納付状況は不明である。

2 F 町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の同町への転入年月日が昭和 54 年 3 月 27 日と記録されており、昭和 54 年度における各期(4 期分)の検認記録欄には、それぞれ収納年月日が入った検印が認められ、

検認台紙欄には「定額」と記載されていることから、申立期間の国民年金保険料は、定額保険料のみが納付されたことが確認できる。

また、昭和 55 年度の各期の検認記録欄には、それぞれ収納年月日のほかに収納金額「12,510」（3 か月分の定額保険料＋付加保険料）を含む検印が認められる上、当該名簿の種別欄の区分が「定額」から「付加」に訂正された形跡が見られることから、申立人が付加保険料の納付を開始した時期は、55 年度であることが確認できる。

さらに、当時、E 町では、自治会の推進委員が保険料の収納を行っており、その収納簿として使用されていた国民年金被保険者保険料明細書の各期の検認記録欄にも、昭和 54 年度の保険料は定額保険料の領収印が押され、同明細書の 55 年度欄には定額保険料及び付加保険料の領収の押印が確認できるほか、これら自治会の記録は社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)及び社会保険庁のオンライン記録とも一致していることからみても、公簿上に不自然さは見当たらない。

- 4 i) 申立人は「E 町に転入した際、転入手続をただけで、国民年金保険料の納付内容の変更手続はしていない。」旨供述していること、ii) 申立人の国民年金被保険者台帳が E 町を管轄する H 社会保険事務所に移管されたのは昭和 54 年 7 月 4 日であり、E 町では、申立人が 54 年 3 月に B 市 C 区から転入した時点で、申立人が付加保険料を納付していたことについては確認できないまま、昭和 54 年度の国民年金保険料の納付書を定額保険料のみの記載で交付したものと推認できることから、申立期間当時、申立人の保険料を納付したとする母親は、役場から送付された納付書のまま、54 年度分の保険料を各期に家族の分をまとめて集金人に納付していたものと考えられる。
- 5 以上に加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から59年5月まで

私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、私の国民年金は、同社の事務担当者が加入手続を行い、その保険料は給与から天引きされていたことを記憶しており、同社が厚生年金保険適用事業所になるまでの間は、同社が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、当時は妻も同じ会社に勤務しており、妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月からA社に勤務し、当時、同社は厚生年金保険適用事業所ではなかった(昭和59年6月から厚生年金保険適用事業所となった)ことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、同社の事務担当者が行ってくれていたとして申立人自身は関与していない上、当時の事務担当者及び同僚二人に聴取した結果、i)国民年金保険料の給与天引きは、希望者のみであったこと、ii)申立人が給与天引きされていたことについて記憶が無いことなどを証言していることから、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の妻は、申立期間は国民年金保険料の納付済期間であり、申立期間のうち、昭和50年9月ごろまで申立人と同じ会社に勤務し、54年1月に3人目の子供を出産した以降、同会社にパートで勤務していたことがある旨証言しているものの、申立人の妻には、申立期間当時の自分自身の保険料の納付状況及び申立人の保険料の納付状況に係る記憶が無い。

さらに、申立人の所持する年金手帳の記載事項、B市の保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金の加入

手続は昭和 60 年 5 月以降であることが推認できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は 11 年 6 か月と長期間であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年12月まで

母親は、私が17歳のころに患った難病のことを心配し、昭和40年6月にA市又はB市で私を国民年金に加入させてくれた。私の国民年金保険料は、母親がB市に来る度に納付してくれていたが、昭和39年度分の保険料は、母親がA市で納付し、その時の領収書や国民年金手帳を母親が渡してくれたため大事に保管していた。しかし、私がB市のC地区に転居した時、内容をよく確認しないで廃棄してしまった。

申立期間の保険料は未納とされているが、母親の気持ちを考えると、たとえ1年間でも無駄にできないので保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その母親も既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する昭和41年4月発行の国民年金手帳、社会保険事務所が保管する還付整理簿及び申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）等から、42年3月15日に、申立人の40年10月から41年3月までの期間、同年5月及び同年6月の納付済保険料（合計8か月分）が、厚生年金保険との重複加入により、申立期間直後の40年1月から同年3月までの期間及び41年8月から10月までの期間の保険料に充当されている上（合計6か月分）、2か月分の保険料が還付されていることが確認でき、充当された期間は、それまで未納となっていたことから、当時、申立人の保険料が必ずしも適切に納付されていなかった状況がうかがえる。

なお、還付整理簿には、「時効消滅」と記録されているため、申立人は還付金を受領していなかったことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 5 月ごろに B 市で払い出されたことが確認でき、申立期間当時、申立人に A 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の大半である昭和 39 年度分の保険料をその母親が A 市内で納付したとしているが、同市では申立人に係る被保険者名簿等の納付記録は保管していないとしている上、ほかに申立人の母親が同市内で申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1143

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から54年7月まで

姉に勧められて、昭和50年5月にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料と国民健康保険料を結婚するまで併せて納付していた。

昭和52年7月に結婚した時、夫と話し合い、国民年金に継続して加入し、保険料を納付することにしたと記憶している。

国民年金保険料は途切れることなく納付してきたはずなので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳を2冊所持した記憶が無いとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている「はじめて被保険者になった日」は、申立期間後の昭和54年8月30日となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年9月11日に払い出されていることが確認できる。また、申立期間において申立人は任意加入被保険者であることから、その時点で国民年金被保険者資格をさかのぼって取得することはできない。

さらに、申立人がA市B区役所で国民年金の加入手続きを行ったとする昭和50年5月から54年7月までの期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A市には申立人の国民年金保険料の納付記録は存在しない上、申立人が転居したC市においても、申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和54年8月30日に任意加入被保険者として資格取得した記録がある以外、申立期間に資格取得した記録は無いことから、同市から申立人に保険料の納付書が送付されたか否かを確認できない。

このほか、申立人が所持する国民年金手帳に氏名変更及び種別変更が記録されていないことから、申立人がC市に転居した際に、国民年金手帳を提出し、国民年金の加入手続を行ったとする主張は不自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から53年1月まで

昭和43年5月に婚姻し、夫に勧められてA市役所B出張所（現在は、C区役所）で国民年金の加入手続を行った際に、窓口担当者から「今から加入していると満額もらえるのでいいですよ。」と言われたことを記憶している。

保険料の納付については、加入当初はA市役所か同出張所の窓口で納付していたが、数年後には集金に来てくれた記憶がある。

昭和53年に、夫の勤務するA市D局から、「配偶者が国民年金に加入している者は、その国民年金手帳を提出するように。」と言われ、43年に交付された国民年金手帳を提出したところ、当該手帳のほかに新しい年金手帳の交付を受けた。

昭和63年4月に国民年金第3号被保険者になったので、43年に交付された手帳は捨ててしまった。

申立期間に係る保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付金額及び納付方法についての申立人の記憶が曖昧である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿による申立人の申立期間前後に係る手帳記号番号の払出調査の結果、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号（昭和53年2月3日付けで任意加入した際に払い出された。）のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は無い。

さらに、A市においては、昭和47年3月までは基本的に国民年金収入印紙を購入し国民年金手帳にはる印紙検認方式か、又は国民年金推進員による戸別収納方式で、同年4月以降は、保険料相当額を区役所又は指定された金融機関で納付し、所定の用紙に国民年金印紙を貼付し区長の検認を受ける規則検認方式が採用された後、50年4月以降は、納付書納付方式又は口座振替納付方式が実施されているが、申立人は約10年間にわたる申立期間の国民年金保険料に係る納付方法及び納付金額等の記憶が不鮮明である。

加えて、申立人は申立期間当初にA市役所B出張所において、「今から加入していると、満額もらえるとされたことを記憶している。」と供述しているにもかかわらず、20歳前後の厚生年金保険加入期間26か月分について脱退手当金の支給申請を行い、当該手当金を受領している事実が確認できることから、申立人の供述は合理性に欠ける。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

昭和16年12月にA学校を卒業後、B社C工場に入社し、すぐに軍隊に徴兵され20年11月に帰還したが、厚生年金保険の加入記録は19年10月1日からとなっている。

男子の厚生年金保険制度は、昭和17年6月1日から発足しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人はB社C工場において昭和17年1月3日に健康保険の被保険者資格を取得したことが確認できるが、当該名簿において、16年4月から17年12月までに被保険者資格を取得し厚生年金保険の加入記録が確認できる者43人は、いずれも申立人と同様に19年10月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人は当該事業所で昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と合致する。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の適用等について、事業主に照会したが、資料が保存されていないとして、これらの事実を確認できる関係資料や供述を得ることができなかった。

加えて、前述の被保険者名簿に記載されている者で連絡の取れた5人のうち一人は、申立人と同様に「昭和17年1月に当該事業所に入社し、すぐに軍隊に徴兵され20年8月に帰還した。徴兵期間中、会社から給与が支給されてい

たようだが、年金保険料の控除については記憶していない。」と供述している上、他の一人は「D職として勤務していた。」、残りの三人は「E職として勤務していた。」としているところ、いずれも申立期間について年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間は、労働者年金保険法の適用期間であり、同法では非現業労働者は被保険者とされておらず、すべての男子労働者が被保険者とされたのは、厚生年金保険法が施行となった昭和19年6月1日（年金給付対象期間の施行日は昭和19年10月1日。よって、同年6月1日から同年9月30日までの間は年金給付の算定期間には含まれない。）からであるところ、申立人は徴兵されており、当該事業所における職種、身分等は不明であるものの、申立人が労働者年金保険の被保険者に該当する取扱いをされていたとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

昭和 30 年 6 月に A 社に入社し、途中で会社名の変更があったものの 47 年 11 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間中に A 社の当時の事業主が別に経営していた B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社（適用事業所名は、C 社）は昭和 33 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、B 社（適用事業所名は、D 社）は 42 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間の大部分は両事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間である。

また、商業登記簿謄本によると、A 社は昭和 49 年 10 月 1 日に解散し、B 社は 63 年 7 月 31 日に清算している上、両事業所の当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A 社の上司及び同僚は、「昭和 31 年ごろは経営が厳しく、E 職長を含む従業員の一部を順次解雇し、請負作業員のような勤務形態となり、この間の厚生年金保険料控除の記憶は無い。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、申立人は当時の E 職長と共に昭和 31 年 12 月 1 日に当該事業所に

おける厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、B社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は、「昭和40年ごろに入社し、申立人と一緒に勤務したが、当時の厚生年金保険の適用等については覚えていない。」としており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年6月1日までの期間について厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、申立人が申立期間中に一緒に勤務したとする唯一の同僚は、A社において昭和33年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、42年6月1日にB社において被保険者資格を取得しているところ、申立期間中の36年4月から42年5月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から27年7月1日まで

昭和26年5月にA社のB営業所に入社し、30年2月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当該営業所は途中でC社の営業所になったが、間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、申立人が保管するC社のOB会名簿及び事業所の名称が確認できる写真から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人は申立期間中にA社のB営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所の本社業務を承継するD社においても、当時の資料が保存されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所のB営業所を承継するC社において保管されている申立人の「健康・厚生・失保被保険者台帳」には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年7月1日と記載されており、厚生年金保険被保険者記号番号とともに社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、入社時期の供述が得られた同僚7人のうち4人は、入社1年から2年程度後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、連絡の取れた3人からはこの間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は「入社当初は助手で、その後免許を取得しE職となった。」

としているところ、同僚の一人は「当時、助手や短期雇用者の採用等は各営業所長の判断で行われており、相当期間働きぶりを見てから本社に採用の連絡をしていたように思う。」としており、他の同僚は「入社当初は助手であったが、免許を取得しE職になったところに厚生年金保険に加入したと思う。」と供述している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 28 年 9 月 1 日まで

昭和 24 年 7 月 1 日に A 社 B 支店に入社し、58 年 12 月 31 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、当該事業所に在籍しながら C 社 D 事業所の作業場で働いていたが、途中で退職することなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間に A 社 B 支店に勤務していたことが認められるが、当該事業所では、申立人に係る当時の資料が確認できないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち 5 人は既に死亡しており、他の一人は、当時の厚生年金保険の適用等について不明としている上、当該同僚が当時の事務担当者であったとする者は、死亡及び病氣療養中のため当時の厚生年金保険の適用等についての供述を得ることができない。

さらに、複数の同僚は「当時、本社採用社員と支店採用社員がおり、申立人は支店採用社員であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、支店採用社員の一人は、申立人と同様に当該事業所における雇用保険被保険者記録が確認できるものの、昭和 23 年 2 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、36 年 7 月 1 日に当該事業所において再度資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚が支店採用社員であったとする他の 5 人も当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、相当期間経過後に当該事業所において再度資格を取得していることが確認できることから、申

立期間当時、当該事業所は支店採用社員について、勤務先、職種等の何らかの基準により、厚生年金保険の加入の判断を行っていたことを否定できない。

加えて、前述の支店採用社員6人は既に死亡しており、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格の喪失から再度資格取得するまでの期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

なお、申立人が申立期間当時に働いていたとするC社D事業所及び同社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できない。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 11 月 4 日まで
② 昭和 58 年 5 月 1 日から同年 11 月 4 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無かった。私は、昭和 54 年 4 月から 62 年 11 月まで期間雇用として A 社で働き、失業中は雇用保険の給付を受給していた。申立期間中もそれまでと同様に働き、厚生年金保険料の控除もされていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人から提出された両申立期間当時の給与明細書から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は両申立期間当時、A 社に期間雇用者として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では「両申立期間当時の書類等を既に廃棄していることから、詳細は不明である。」としている上、両申立期間当時、社会保険事務担当者であった同僚は「申立人が両申立期間当時、厚生年金保険に加入していたかどうかは覚えていない。」と供述しており、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人に対して、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、そのうち一人から「期間雇用者も厚生年金保険に加入していた。」との供述を得たが、一方、社会保険事務所の記録から申立人と同様に期間雇用者として両申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 12 人に対して、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について照会した結果、6 人から回答があり、そのうち一人は「配偶者に係る税金等の都合上、厚生年金保険に加入していない人や勤務時

間を調整していた人がいた。」と供述しているところ、前述の社会保険事務担当者も「期間雇用者は、原則、厚生年金保険に加入させていたが、本人から申出があった場合は加入させていないこともあった。」と供述していることを踏まえると、期間雇用者の場合は、全員が厚生年金保険に加入してはいなかったことがうかがえる。

さらに、申立人から提出のあった、申立期間②のうち、昭和58年5月から同年9月までの給与明細書及び厚生年金保険の被保険者期間である59年5月から同年10月までの給与明細書に記載のある総支給額と、同期間に係る銀行の預金通帳に記載がある給与の振込額とを確認したところ、厚生年金保険被保険者期間に係る給与振込額は、給与明細書に記載がある総支給額から社会保険料等を控除された額であるのに対し、申立期間②に係る給与振込額は、給与明細書に記載がある総支給額と同額が振り込まれていることから、当該期間は社会保険料等の控除が行われていなかったと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名を確認することができず、一方、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 6 日から同年 5 月 21 日まで

平成 3 年 1 月 6 日に A 社 B 工場に入社したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっており、申立期間について同保険に加入した記録が無いと回答を受けた。

給与明細書等は保管していないが、当時、健康保険証を受け取った記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人が当該事業所に入社するための面接の際に提出した履歴書の写しの記載内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は平成 3 年 1 月から当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は「給与台帳等は保存年経過のため保管しておらず、申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用については不明であるが、申立人に係る労働者名簿を保管しており、その名簿には、申立人は平成 3 年 5 月 21 日に正社員として雇用され、同日付けで健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記録が記載されている。」としており、更に上述の履歴書には 3 か月の試用期間が経過した後正式に採用を決定する旨の記載が確認できるとともに、社会保険庁の記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚二人は、「申立人は、入社当初は正社員ではなかったが、中途から正社員となった。」と供述している。

また、申立人から名前が挙がった同僚及び社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認でき

る同僚 13 人に照会し、8 人から回答が得られたところ、3 人が「当該事業所では、中途採用の場合、3 か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険が適用されなかった。」と供述しており、そのうちの一人は「試用期間は個人の作業の出来により、1 か月から 6 か月ぐらいの期間で、その間は厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述していること、別の一人は、「当該事業所では面接の際に、個人ごとに本採用までの期間を決めていた。」と供述していることから、当該事業所では、中途採用の場合は何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、正社員として採用後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

さらに、雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会が保管している C 厚生年金基金の加入記録においても、申立人はそれぞれ平成 3 年 5 月 21 日に当該事業所における資格を取得していることが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、健康保険については、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間直前に勤務していた事業所において、任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 57 年 10 月まで
昭和 53 年 3 月から 57 年 10 月までの間、A社B事業所（後に、C社D事業所。）管理のE施設にF職兼G職として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述、申立人の前任者であった元F職の息子の供述、及び申立人の申立内容から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、E施設のF職兼G職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は昭和 55 年 4 月 30 日に、C社D事業所は 61 年 3 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、厚生年金保険被保険者に関する資料等は残されていない上、申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A社に照会したところ「本社では、両事業所で正社員であった者の履歴原簿を保管しているが、申立人に係る履歴原簿は保管されていないので、申立人は正社員ではなかったと思う。また、各事業所に社員が集会等の際に利用できる施設を設置してF職を置いていたが、すべてのF職従事者を正社員として採用してはいなかった。正社員でない場合は、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人から名前が挙げられた同僚のうち一人は、「申立人夫婦がE施設で働いていた時、厚生年金保険に加入していないと聞いたので、会社に対し

て加入させても良いのではないかと、言った覚えがあるが、その後厚生年金保険に加入させたかどうかは分からない。」と供述しているほか、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった同僚6人に照会したところ、いずれの同僚からも申立人の申立事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する両事業所の健康保険記号番号順索引簿を調査したが、申立期間において申立人の氏名は記載されていない。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月ごろから27年8月31日まで
② 昭和27年9月1日から28年2月28日まで

申立期間①は、A社に勤務し、在職期間中に、けがをして健康保険被保険者証を使用した記憶がある。

申立期間②は、B県C事業所に勤務し、当時、事務を担当しており、給与から厚生年金保険料を控除していた記憶がある。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、もう一人は所在不明のため供述を得ることができない上、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人に照会したところ、いずれも、「申立人について記憶が無い。」と供述しており、このうち一人は「昭和24年にD職の見習いとして入社したが、自分が厚生年金保険に加入したのは28年5月であった。当時、会社の経営内容が厳しく、入社後2年から3年を経てから厚生年金保険に加入させていたようだ。」と供述しており、当時、事務員であったとするもう一人は、「自分は、昭和25年から26年7月までの期間は見習いとして臨時で雇用され、そ

の後正社員になった。当時は、2年から3年間は臨時社員として雇用し、その後正社員に登用していたようだ。臨時社員は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している上、上述の二人の者が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、入社後1年から4年を経てから厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、当該事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたB県C事業所の職務経歴書及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間②当時、地方公共団体の事務所は、都道府県知事の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることのできる事業所であった。そして、社会保険庁の記録によれば、B県C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、既に地方公共団体の事務所が強制適用事業所となっていた昭和30年4月1日であったことが確認できる上、B県C事業所に照会しても、申立期間②当時、当該事業所が適用事業所となるための認可申請手続を行ったことを確認できる資料等は得られなかった。

なお、申立人が名前を挙げた者一人については、社会保険事務所の記録によると、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者7人に照会したところ、7人から回答があり、このうち申立期間②当時に当該事業所のE事務所で事務補助をしていたとする者は、「当時、自分は事務を担当していた関係から賃金台帳の記入をしており、給与から厚生年金保険料等を控除していた記憶がある。また、職員に健康保険証を配付した記憶もあるので、厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。」と述べているものの、供述を裏付ける関連資料は無く、他の同僚からは厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述及び関連資料は得られなかった。

- 3 申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 ごろ から 41 年 6 月 ごろ まで

A社を退職後、知り合いの紹介でB社に勤務し、同社C営業所で一般事務員をしていた。当時、D社会保険事務所から厚生年金保険被保険者証記号番号が重複との連絡があり、同社会保険事務所へ行った記憶がある。

給与から社会保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が申立期間中にB社C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所の関連事業所であるE社に照会したところ、「B社はE社の傘下の会社であったが、幾度かの合併により同社の人事書類は既に廃棄しており、現在は残っていない。」との回答を得ており、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載のある事業主は既に死亡している上、当時のB社C営業所の所長及び申立人が当該事業所に入社する際の紹介人であった者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び当該事業所の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 8 人のうち生存及び連絡先が判明した 7 人、及び社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者一人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 5 人は、「申立人はC営業所の事務員として勤務していたが、身分については不明であり、厚生年金保険の適用についても不明である。」と供述している上、このうち二人は、「当時、事業所には厚生年金保険に加入し

ていないアルバイト的な人が勤務していた。」と供述している。

さらに、上述の同僚のうち3人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ3か月後、4か月後及び1年6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、当該3人から、同資格を取得する以前の期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらのことから、当該事業所では、何らかの基準により従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間に係る当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は、申立期間当時、D社会保険事務所から厚生年金保険被保険者証記号番号が重複しているとの連絡を受け、同社会保険事務所へ行った記憶があると主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、昭和43年8月30日に、申立人が当該事業所において42年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格の取得をした際に付番された厚生年金保険被保険者証記号番号（xxxx-xxxxxx）を、申立期間前に勤務した事業所で交付されたyyyy-yyyyyyの番号に訂正する届出（重複取消）の処理が行われたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 2 月 1 日から 60 年 10 月 20 日まで

申立期間①について、昭和 30 年 4 月 1 日にA社に入社し、31 年 9 月 30 日まで勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。

申立期間②について、昭和 59 年 2 月 1 日にB社に入社し、61 年 5 月 21 日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 60 年 10 月 20 日とのことである。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、名称が類似した事業所名で厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所も無い。

また、法務局において、C社及びA社の商業登記簿謄本を確認したが、両事業所についての登記は見当たらないとの回答であった。

さらに、当該事業所について業界団体等に照会したが、当該事業所の特定に至る情報は得られなかった。

加えて、申立人は、当該事業所の当時の事業主及び同僚の名前を覚えておらず、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立人のB社における雇用保険の被保険者記録は、昭和60年10月20日に資格取得し、61年5月21日に離職していることが確認でき、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致している。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成11年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、14年12月3日解散していることが確認できる上、当時の事業主も病気のため供述を得ることができないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた者は、当該事業所において厚生年金保険の加入記録は無く、申立人は姓のみしか記憶していないため、本人を特定することができないことから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者19人のうち生存及び連絡先が判明した3人に照会したところ、一人から回答を得たが、申立期間②に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 両申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月中旬から同年9月1日まで

申立期間については、知人からA国施設の仕事を世話してもらい、昭和24年4月中旬には採用され、B業務に従事していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年9月1日になっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A国施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、A国施設の所在する都道府県におかれたC管理事務所において行われていたことから、D管理事務所の記録を確認すべく、E省F局に照会したところ、同局が保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の加入記録は昭和24年9月1日からとなっており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者資格記録と一致している。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡はない。

さらに、社会保険事務所の記録から申立人と同様に昭和24年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している5人に照会したが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない上、そのうち3人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日には既に勤務していたとしているものの、同日には資格を取得していないことから判断すると、事業主は何らかの基準により厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 27 日から 53 年 3 月 1 日まで
② 昭和 54 年 12 月 28 日から 55 年 1 月 1 日まで
昭和 51 年 9 月から A 市 B 部に就職し、C 職として 54 年 12 月末まで働いた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、在職期間証明書があるので、勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 市が保管している臨時職員任用書により、申立人は A 市 B 部に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ「任用期間が 2 か月以上の場合は厚生年金保険に加入していたと考えられるが、資料等が保管されていないことから、厚生年金保険の加入状況については不明である。」と述べている。

また、i) 申立人が一緒に勤務していたという同僚及び社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者の臨時職員任用書を確認したところ、申立人と同様に勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所の記録によると 2 週間から 2 か月程度は厚生年金保険に加入していない期間が確認できること、ii) 申立人が自分と同じ臨時職員として勤務していたとする同僚については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから判断すると、当該事業所は、臨時職員については従業員ごとに判断し、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

なお、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①には国民年

金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②については、臨時職員任用書により、任用期間は昭和 54 年 12 月 31 日までになっていることが確認できるが、給与については日給となっており、申立人は A 市 B 部における最終勤務日が同年 12 月 28 日であったと述べている。

また、当該事業所に照会したところ、「厚生年金保険の加入状況については不明だが、御用納めの 12 月 28 日を資格喪失日としたものと考えられる。仮に同日を資格喪失日として届け出たとすると厚生年金保険料は当月控除であり、12 月分の保険料は控除していない。」としている。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人と同様に昭和 54 年 12 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の臨時職員任用書を確認したところ、任用期間は 54 年 3 月 31 日までとなっており、他の同僚も厚生年金保険の資格喪失日と任用期間が一致していない。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚及び社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会したが、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の有無についての供述を得ることはできない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 29 日から同年 9 月 7 日まで
申立期間については、A社に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社の業務に従事していたことは確認できる。

しかしながら、事業主に照会したところ、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、申立人は社員ではなく、請負として社内外注していた。申立人は他社の仕事もたくさん請け負っていた。」と述べている。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚及び社会保険事務所の記録より当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、申立人が正社員であったかどうかは分からない。」と述べている。

さらに、B職長及び経理責任者であった者はそれぞれ「申立人には外注としてC業務を依頼していた。」「申立人には請負金額から材料費のみを引いて支払っていたので、厚生年金保険料は控除していない。」としているところ、申立人の部下であった者は、「C業務従事者として申立人と一緒に勤務していたが、当時はA社の社員ではなく請負をしていたので、給料は申立人から貰っていた。」と述べていることから、事業主は、当該事業所の正社員ではなく、請負のC業務従事者であったとする申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前

は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1086

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 30 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
③ 昭和 32 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで

すべての申立期間については、A省B局C事業所（現在は、A省B局D事業所）に期間雇用として勤務していた。

社会保険事務所の記録によると、当該事業所における昭和 31 年及び 33 年の厚生年金保険被保険者資格記録があるのに、申立期間については、厚生年金保険に加入していないことになっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、C事業所に照会したところ、「当時の雇用通知書等の関係資料は保存されていないが、保存されている申立期間当時の履歴書には、申立人の名前は確認できなかった。」と述べており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚3人は、社会保険事務所の記録によると、一人はすべての申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、これは通年雇用の記録であり、他の一人は、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格記録が確認できなく、残りの一人は当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、前述の同僚3人は、死亡等により所在が判明しないことから、当時の状況が確認できず、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる6人に照会したが、全員が申立人の

名前に記憶が無い上、そのうち一人は、「申立期間当時、当該事業所には期間雇用者が多数いたが、全員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、自分も加入していない時期があった。」、他の一人は、「上司から厚生年金保険には加入しなくてもよいと言われた記憶がある。」と述べていることから、事業主は、労働者ごとに判断し、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、すべての申立期間の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立人は昭和 29 年 3 月に中学校を卒業し、同年 5 月から当該事業所に勤務したと述べているが、当該中学校を管轄している E 市教育委員会に照会したところ、申立人が当該中学校を卒業したのは 30 年 3 月 31 日であることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

申立期間はA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の同僚は、皆、同保険の加入記録があると聞いており、自分だけが同保険に加入していないのは納得できない

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 47 年 6 月 13 日から 48 年 1 月 31 日までの期間及び同年 6 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、当時の資料は廃棄されており、申立人の勤務状況及び同保険の適用状況を具体的に確認できる資料や供述は得られなかった。

また、申立人は、当該事業所において申立人と同様にB職に従事していた同僚は申立人を除き一人であったと供述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 48 年 6 月 11 日であったことが確認でき、申立期間の大半において同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は既に死亡していることから、同僚から申立人の勤務状況、当該事業所における同保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、申立人は、「B職は初めてであった。」と供述しているが、申立人が上述の同僚のほかに当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚7人のう

ち生存及び所在が確認された6人に照会したところ、このうちC職であったとの供述が得られた一人は、「入社当初の業務に不慣れな期間は試用期間であった。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期の1年後から2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、社会保険事務所の記録から、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された6人に照会したところ、このうちD職であったとの供述が得られた一人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、「入社当初は試用期間であったが、正社員になっても直ちに厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当該二人から、同保険に加入する以前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、作業職として採用した者について、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えられる。

一方、当該6人のうち経理事務を担当していたとの供述が得られた一人は、「自分が入社した昭和48年5月には、申立人と一緒にB職に従事していた同僚は既に勤務していた。」と供述している一方で、上述のとおり当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和48年6月11日であることを踏まえると、当該同僚も、期間は不明であるものの、入社時から遅れて同資格を取得していたものと考えられる。

加えて、申立人は、「当時、当該事業所の従業員数は20人から25人であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険被保険者数は4人から18人であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、すべての従業員を同保険に加入させていたものではなかったと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を調査したものの、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1088

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 12 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 45 年 12 月まで

申立期間①は、A社に勤務し、B社C工場内でD業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和 40 年 1 月から E社F営業所に勤務していたが、同社本社に転勤した当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間②は、G社H事業所及び同社 I 事業所の構内で、D職として勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所の記録により、申立期間①においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人が申立期間①中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「昭和 40 年 8 月以前の厚生年金保険被保険者台帳等は廃棄済みである。」との回答があり、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者 4 人のうち、当時の J 職長であったとする者及び職務責任者であったとする者は、いずれも既に死亡しているほか、同僚であったとする者二人のうち一人は所在が不明であることから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

この一方で、申立人が同僚であったとする者二人のうち、生存及び所在が確認された一人に照会したところ、「申立人についてははっきりとした記憶が無いが、自分が当該事業所に入社した時には、すぐに一人前の仕事ができるわけではないので1年間の見習期間があり、申立人も同様だったのではないか。」との供述があったとともに、社会保険事務所の記録によると、同人は自身が記憶する入社時期から1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、同資格を取得する以前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された14人に照会したところ、回答があった8人のうち申立人の主張と同様にB社の構内でD職であったとの供述が得られた者を含む4人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ6か月後、8か月後、2年後、2年8か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、当該4人から、同資格を取得する以前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、D職等として採用した者について、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得させる旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間①について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、E社は平成8年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち生存及び所在が確認された一人に照会したものの、回答は得られなかったほか、他の一人は既に死亡していることから、同人から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者11人に照会したところ、回答があった7人のうち、申立人

が勤務していたと主張する当該事業所のG社H事業所内の作業場又は同社I事業所内の作業場で勤務していたとの供述が得られた者4人を含む6人は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述している上、このうち一人は、「自分は、昭和42年5月から44年3月までH事業所内の作業場に常駐していたので、申立人が勤務していたのならば当然知っているはずだが、申立人についての記憶は無い。」と供述しており、この一方で、当該7人のうち他の一人は、「期間は不明だが、申立人と一緒に勤務したことがある。」と供述しているものの、同人は、当該H事業所内の作業場のほかに、申立人が、社会保険事務所の記録により当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる期間において勤務していたと主張する当該事業所のF営業所においても勤務していたと供述していることを踏まえると、同人が申立人と一緒に勤務したとする記憶も、当該H事業所内の作業場に係るものとは特定できず、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

その上、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 31 年 2 月 10 日まで
昭和 29 年 7 月 1 日に A 社 B 工場に入社し、平成 10 年 3 月まで同社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 29 年 7 月 21 日から 31 年 2 月 10 日までの期間において、A 社 B 工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 60 年 9 月 1 日に、A 社本社は平成 10 年 3 月 21 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人に係る同保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち二人は、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人に係る同保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該 5 人のうち生存及び所在が確認された 3 人に照会したところ、このうち一人は、社会保険事務所の記録によれば、申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、その後の昭和 36 年 9 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるものの、「自分が入社したのは当該時点より数年前であったが、入社当初は臨時社員であり、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されることは無かった。」と供述しているほか、他の一人は、社会保険事務所の記録によると、自

自身が記憶する入社時期から1年8か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、「入社した当時は臨時社員であったかもしれない。」と供述しており、別の一人は、自身が記憶する入社時期が、当該事業所が同保険の適用事業所となる以前であるところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が同保険の適用事業所となった時点では直ちに被保険者資格を取得しておらず、その3年5か月後に同資格を取得したことが確認できるとともに、これらの者からも同保険被保険者資格を取得する以前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。加えて、当該同僚3人のうち一人が、「自分より1か月後に当該事業所に入社した。」と供述する者も、社会保険事務所の記録によると、当該同僚が供述する入社時期から1年7か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えてるのが妥当である。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であることが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者のうち、申立人が名前を挙げた者を除く二人に照会したものの、申立人が申立期間において当該事業所で同保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。